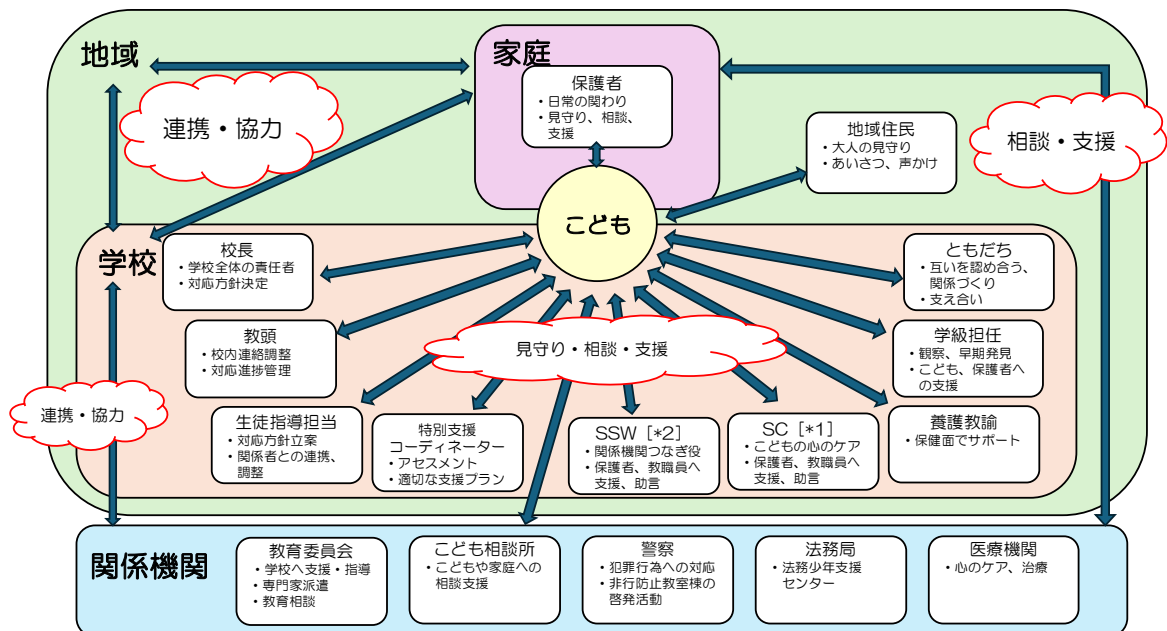


第 2 いじめの防止等のための役割・取組等

1 学校

学校は、こどもが安心して学び、楽しく学校生活を送れるよう、「いじめの未然防止・早期発見・いじめ事案への対処」（以下「いじめ防止等」という。）に、校長のリーダーシップのもと、教職員のチーム力を生かし、家庭・地域・関係機関と適切に連携しながら取り組みます。

学校・家庭・地域・関係機関の連携（イメージ図）



〔*1〕「スクールカウンセラー」（以下「SC」という。）は、心理の専門家として、こどもへのカウンセリング、保護者や教職員への助言、学校環境の改善支援を担います。

〔*2〕「スクールソーシャルワーカー」（以下「SSW」という。）は、福祉の専門知識を用いて、こどもを取り巻く環境に働きかけ、こどもが抱える課題の解決を図ります。必要に応じて、学校と関係機関との橋渡し、家庭訪問、学校いじめ防止等対策委員会等で教職員への助言も行います。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

法第 13 条に基づき、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針は、こどもや保護者、地域の方々と共通理解を持っていじめ防止等に取り組むことができるよう、こどもの入学時及び学校基本方針の改定時に、こどもや保護者に対して説明するとともに、ホームページ等で公表し、誰もが常に閲覧できるようにします。また、学校の状況や家庭、地域の実態や社会の要請、こども等の意見等を踏まえ、適宜見直しを行います。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うために、学校の中核となって組織的な対応を促進することを目的とした「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置します。

学校対策委員会は、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するための中核として機能するよう、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・生徒指導主事（生徒指導主任）・養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、内容・案件により、SC や SSW 等の専門家を加えます。

(3) 学校の取組

① いじめ防止等の取組

(ア) いじめ防止につながる日々の取組

- 日々の活動を通して、さまざまな個性や背景をもつ子ども等を含め、それぞれの違いや背景にある多様性を理解し、互いに認め合い、他者を理解し尊重する態度を培い、いじめを生まない基盤を築きます。
- 日々の教職員の子どもへの言動及び授業や行事等を通して、すべての子どもに「居場所」と「出番」をつくり、子どもに自己指導能力^{〔*3〕}を育むとともに、すべての子どもが安全で安心して過ごせる学級運営・学校運営を行います。

〔*3〕 児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

(イ) いじめの未然防止

- 各教科の学習、道徳科や特別活動等において、相手を思いやる心や規範意識を育みます。
- いじめの正しい理解を促すとともに、いじめに対して適切に行動できるよう、いじめ防止授業を行います。
- 情報リテラシーに関する教育を通して、インターネットや SNS 上でのいじめ防止にも取り組みます。

(ウ) いじめの早期発見対応

- 日頃から子どもたちの様子を見守り、小さな変化やサインを見逃さないよう努めます。
- 定期的にアンケートや教育相談を実施し、悩みや困りごとを相談しやすい環境を整えます。また、ICT も活用し、多様な相談方法を確保します。

- いじめに関する情報は教職員間で速やかに共有し、学校対策委員会を通して組織的に対応します。
- 被害を受けたこどもの安全確保を最優先に対応しながら、事実関係を丁寧に確認し、保護者と連携しながらいじめの解消に向けて取り組みます。いじめの「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間が目安）②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと |
|--|

- いじめが解消した後も、再発防止のために継続して見守ります。
- 加害をしてしまったこどもに対しても、背景や悩みに配慮しながら成長支援の視点に立ち、適切な指導や関係修復を支援します。

(エ) いじめを深刻化させないための取組

- 学校対策委員会に SC や SSW 等の専門家を加え、こどもの状況を多面的・多角的に把握・分析し、適切な支援や指導につなげるための見立て（アセスメント）を行い、組織的に対応します。また、教育委員会と連携し、必要に応じて弁護士等の専門家に助言を受けながら、いじめ解消に向けて具体的な目標やプランを立てて対応にあたります。
- 関係するこどもの保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築きながら対応します。

② 関係機関等との連携体制

- いじめの問題は学校だけで解決することが困難であるため、学校だけで問題を抱え込まず、福祉、医療、司法等の関係機関や地域と協力しながら対応します。
- いじめが犯罪行為にあたる可能性がある場合は、警察と連携して適切に対応します。
- 関係機関との連携が円滑に行えるよう、日頃から情報交換や連絡会議への参加を通して信頼関係を築きます。

③ 教職員の資質・能力向上

- いじめ防止等に関する法令や国の方針等を理解し、適切に対応できるようにします。
- 日頃からこどもをよく理解するとともに、こどもの主体性を尊重し、安心して相談できる関係を築きます。
- いじめ防止等についての教職員研修（教育委員会が作成した資料等を活用した研修等）を計画的に実施し、いじめの早期発見・早期対応に必要な

な知識や技能を高めます。

- こどもを叱ることだけでなく、支え、認め、成長を促す「支える生徒指導」を推進し、それぞれの教職員が日頃の指導を振り返り、こどもの立場に立った支援ができているかを確認します。